

“長寿医療制度”（後期高齢者医療制度）とは、75歳以上の方々の医療費を国民全体で支える仕組みです。

1 75歳以上の方を対象とした独立の医療制度とし、公費を重点的に投入（給付費の5割）

2 都道府県単位で運営

- ・ 国保では、市区町村によって保険料に最大5倍の格差がありましたが、長寿医療制度では、2倍に縮まります。

3 高齢者お一人おひとりが、公平に、保険料を負担

- ・ トータルで従来と同水準の1割です。これまでは、国保など加入する制度によってバラバラでしたが、これからは一本化し、同じ都道府県内で、同じ所得であれば、原則、同じ保険料となります。
- ・ 若い世代の方々の負担（給付費の4割）が重くなり過ぎないように、ご負担をお願いします。
- ・ サラリーマンなどとして働かれている家族が加入している医療保険の被扶養者であった方には、移行措置を講じます。

20年4月～9月は保険料負担を凍結、20年10月～21年3月は本来の保険料の1割負担

4 保険料は、原則として、年金からお支払いいただきます。

- ・ 高齢者の皆様に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないためです。また、保険料徴収のための行政の無駄なコストを省くこともできます。

5 75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。

加えて、お一人おひとりに寄り添って、生活面も含め、丁寧に診ていく医療を提供します。

「高齢者担当医」が心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。

医師の訪問診療や訪問看護などの在宅医療を充実します。